

東かがわ市規則第1号

東かがわ市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年1月14日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識のひな型等に関する規則（令和5年東かがわ市規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
様式第2号（第3条関係）				様式第2号（第3条関係）			
第 号				第 号			
原動機付自転車・小型特殊自動車 標識交付証明書				原動機付自転車 標識交付証明書 小型特殊自動車			
所有者	住所 (所在地)	氏名 (名称)		所 有 者	住 所		
使用者	住所 (所在地)	氏名 (名称)			氏 名		
納税義務者区分				標識番号		種 別	
標識番号				車 名		型 式	
種別				車台番号		備 考	
定置場				排 気 量			
所有形態				(備考) この証明書は、原動機付自転車及び小型特殊自動車を使用するときは、常に携帯し、市の徴税吏員の請求があった場合は呈示してください。			
車名				上記のとおり標識を交付していることを証明します。			
車台番号				年 月 日			
型式				東かがわ市長			
型式認定番号							
総排気量又は 定格出力		原動機型式					
長さ	cm	幅	cm	最高速度	km/h		
納税義務発生 年月日		年 式					
備 考							
上記のとおり標識を交付したことを証明します。							
年 月 日							
香川県東かがわ市長 印							

附 則

この規則は、令和8年2月24日から施行する。